

ご利用にあたって

運転者斡旋の禁止

当社・店舗では、レンタカーへの運転者付き貸し渡し並びに運転者の紹介斡旋等は、管轄運輸支局の指示により一切致しておりません。

当社店舗での主なご利用条件は、貸渡約款・料金表等の規定並びに管轄運輸支局の指導により、下記の通りとなっております。

予約

1. 予約の際には、規定の予約金(料金表参照)を申し受け予約といたします。予約金のご利用の際の料金の一部に充当させていただきます。
2. 予約取消しならびに、予約時間を1時間経過してもご連絡のない場合は予約取消しとみなし、予約取消手数料を頂戴します。
3. 6歳未満の幼児を同乗されるお客様は、レンタカーご予約の際に、チャイルドシートについても必ずご予約ください。なお、ご予約のない場合、お客様がチャイルドシートをご用意されていなければ、レンタカーのご利用をお断りします。

貸渡

1. 貸渡手続きには、運転免許証ならびにその他身分証明のご提示と、コピーをとらせていただきます。
2. 申込書には次の事項をご記入いただけます。
 - ・現住所、自宅電話番号
 - ・勤務先名称、所在地、電話番号
 - ・現住所、勤務先、以外の緊急連絡先
 - ・利用目的、目的地
 - ・同乗者ならびに同乗者の運転の有無、同乗者連絡先
3. 次の場合は、電話にて連絡先の確認をさせていただきます。
 - ・なお、確認がとれない場合は、貸渡契約をお断りします。
 - ・運転免許証住所が現住所と一致しない場合
 - ・勤務先に記載がない場合
 - ・自営業の場合
 - ・遠方にお住まいの場合
 - ・定職についていない場合
4. 当社貸渡約款に基づき下記(1)～(10)の事項に該当する場合は、貸渡契約をお断りします。(詳細は当社貸渡約款に譲ります)
 - (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
 - (2) 酒気を帯びているとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
 - (4) 予約に際して定めた運転手とレンタカー引き渡し時の運転者が異なるとき。
 - (5) 借受人がチャイルドシートを使用せず6歳未満の幼児を同乗させるとき
 - (6) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納したことがあるとき。
 - (7) 過去の貸渡しにおいて、当社の禁止する次の事項に該当する行為があったとき。
 - ① 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
 - ② レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等、当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - ③ レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造する等その原状を変更すること。
 - ④ 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
 - ⑤ 当社の承諾を受けることなく、借受人および貸渡契約締結時に定めた運転者以外の者がレンタカーを運転すること。
 - (8) 他レンタカー事業者を含む過去の貸渡しにおいて、次の事項に該当する行為があったとき。
 - ① 借受レンタカーを貸渡契約期間満了後、72時間を経過しても返却しなかった場合。
 - ② 過去の利用でレンタカー協会発行の不返還者リストに掲載されている場合。
 - (9) 特定車種の利用に関し、別途定める貸渡条件を満たしていない場合。(特定車種利用の場合に限る)
 - (10) 上記各号の他、当社および各店舗がレンタカーの貸渡を不適切と判断したとき。

料金

- ① ご契約時間にもとづいて前受料金を貸渡し時に申し受けます。
- ② ご契約時間を延長してのご使用は、超過料金を別途申し受けます。
- ③ 無断で契約時間を延長されますと貸借契約違反になり、これにより発生する損害はすべてお客様のご負担となります。
- ④ 満タンでお貸し致しますので、満タンでご返車ください。ご都合により満タンでご返車になれない場合は、実走行キロ数に応じて別に定める走行キロ換算料金により精算させていただきます。
- ⑤ J6(D)クラス以上のご利用は、クレジットカードでのお支払に限らせていただきます。
- ⑥ キャリア・チェーン・スタッドレスタイヤ等の特別装備品(オプション)を、ご希望の場合は所定の料金を別途申し受けます。
- ⑦ ご返車の際は、実際のご利用時間に基づいて、ご契約時にお預りした概算料金との過不足を精算させていただきます。

レンタル料に含まれる補償制度

- ① 当社の車両には、下記の金額を限度として保険その他の制度による補償がつけられています。
- ② 補償額を超えたもの、免責金額及び保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故及び使用、警察の事故証明が取得できない場合の損害はすべてお客様のご負担となります。
- ③ お客様の過失による車両盗難によって生じた損害については、車両補償の適用外とし、お客様のご負担となります。

※当社の定める免責保証制度適用外の事故が発生した場合、補償制度の適用を受けられない場合があります。

対人	1名限度額	無制限
対物	1事故限度額	無制限(免責5万円)
車両	1事故限度額	時価 免責5万円(J、W、Vクラスすべて、T1～T3クラス)
		免責10万円(T4クラス以上、A、Mクラスすべて)
人身障害	1名限度額	3,000万円(定員まで) ※人身傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。

免責補償制度(CDW)

この制度にご加入されますと、万一事故の際、お客様の負担となる車両、対物補償の免責額の支払が免除されます。
ただし、この制度は一般的な保険制度とは異なり、事故の原因が明らかにお客様の交通違反がない場合に限り適用するものです。
交通違反による事故等で保険が適用された場合でも、CDWの適用からは除外させていただきます。
※警察発行の事故証明がない場合(発行してもらえない場合)はCDWは適用されません。
※15日以上1ヵ月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡契約期間とします。
※アルミバンの架装荷室部分は、車両補償の適用範囲に含まれますが、免責補償制度については対象外です。

※下記はすべて税抜価格となります。

J、W、Vクラスすべて T1～T3クラス	沖縄以外の地区	1,000円
	沖縄地区	1,500円
T4クラス以上、 A、Mクラスすべて	全国	2,000円

ノンオペレーションチャージ(NOC)

レンタカーを借受中に万が一事故を起こされ、レンタカーに損傷を与えた場合は、レンタカーの修理期間の営業補償の一部として下記のノンオペレーションチャージ(NOC)を申し受けます。
※ノンオペレーションチャージは、免責補償制度にご加入でもご負担いただきます。
※自走返却されても重大事故については50,000円申し受ける場合もございます。

予定返却店舗へ自走して返却された場合	20,000円
予定返却店舗へ自走して返却不可の場合	50,000円